

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月20日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 伊 藤 哲 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査を行った者

津市監査委員 小 津 直 久
津市監査委員 安 井 広 伸
津市監査委員 片 山 光
津市監査委員 安 積 むつみ

第3 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、対面監査に当たっては、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。また、令和7年度から書面監査を導入し、書面監査に当たっては、監査対象部局等から提出を受けた資料の内容及び予備調査の結果を参考に書面により、監査対象部局等の関係職員に質問を行い、回答を求める方法により実施した。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金等の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 対面監査

- (1) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- (2) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、こども政策課、保育こども園課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、こども家庭センター）

- (3) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- (4) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、建築指導課）
- (5) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (6) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (7) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (8) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (9) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (10) 上下水道事業局（水道整備課、水道維持課、下水道工務課、水道施設課、一志事業所、下水道施設課）
- (11) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- (12) 教育委員会事務局学校教育部（学校教育課、教育研究支援課、人権教育課）

2 書面監査

- (1) 内部統制室
- (2) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (3) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (4) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、デジタル改革推進課）
- (5) 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (8) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- (9) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- (10) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (11) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- (12) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (13) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (14) 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- (15) 会計管理室
- (16) 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- (17) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (18) 教育委員会事務局教育総務部（教育総務課、教育施設課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- (19) 選挙管理委員会事務局
- (20) 監査事務局
- (21) 農業委員会事務局

第5 監査の対象年度及び事項

原則として令和7年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和6年度以前のもを対象に含めた。

第6 監査の期間

令和7年9月12日から令和8年1月28日までである。

第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

(1) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

- (2) 事務事業の遂行に当たって特に意見を述べる必要があると認められるもの

第8 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

津市スポーツ振興基金活用事業補助金に係る審査の形骸化について（指摘）

津市スポーツ振興基金活用事業補助金については、交付要綱第2条第1項で交付の対象となる経費を定め、応募要領で補助対象経費の内容、摘要要件及び限度額を定めている。

しかしながら、応募要領において、宿泊費の摘要要件を「1泊2食付きなどの代金については、宿泊に要する費用のみを対象とする。」と定めているところ、朝食料金を含めた宿泊費全額を補助対象経費と認定した事例や、旅費の旅客運賃について限度額を「実費の2分の1」と定めているところ、旅客運賃全額を補助対象経費として認定した事例など、応募要領に反した審査事例が散見された。

当該補助金審査に形骸化が見られることから、改めて応募要領に基づく審査を行うなど、令和6年度及び7年度の補助金について所要の措置を講じられたい。

2 健康福祉部

(1) こども政策課

児童扶養手当法第4条の規定により支給した手当の返還金に係る

延滞金の適正な債権管理について（意見）

児童扶養手当法第4条の規定により支給した手当の返還金に係る延滞金について、津市税外収入金に対する督促等に関する条例第4条第1項において、税外収入金を納期限後に納付する場合は、延滞金額を加算して納付しなければならないと定められているところ、納付者に延滞金の通知を行うことなく、返還金の完納後に同条例第4条第4項、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第11号及びこども政策課における税外収入金延滞金減免に関する内規第2(2)に基づき延滞金全額の減免を行っていた。

延滞金も公金であることから、納付者に延滞金の通知をし、適正な債権管理を行うよう徹底されたい。

(2) 高齢福祉課

ア 市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について（指摘）

津市まん中老人福祉センターの利用者に配布する市営駐車場駐車券については、同施設の指定管理者が保管する分を含め、令和6年度末で398万1,200円分の残高があったが、このうち300万円分を令和7年度に払戻しをしていた。

このような多額の払戻しをするに至った要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和6年度までの利用者数が減少していたにも関わらず、利用者が減少する前の実績に基づき駐車券を購入していたことによるものである。

駐車券の払戻しは令和7年4月1日にフェニックス通り駐車場が民営化されたことによるもので、払戻しがされていなければ多額の在庫を抱える状態が継続することとなっていた。

今後は、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で真に必要な予算を計上し、適正な在庫管理を徹底されたい。

イ 指定管理業務における市営駐車場駐車券の適正な管理について（意見）

津市まん中老人福祉センターは指定管理者が管理しているが、利用者に対して配布する市営駐車場駐車券は高齢福祉課が購入している。

しかしながら、当該施設の指定管理者仕様書等において、残高確認の方法等駐車券の詳細な管理方法を定めることなく、指定管理者

との間で駐車券を受け渡していた。

駐車券は公金と同等の価値を有していることから、適正な管理を実施されたい。

(3) 援護課

延滞金免除に係る決裁の徹底について（指摘）

生活保護法第63条による返還金、生活保護法第78条による徴収金及び過年度戻入金については、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第11号の規定に基づき減免基準を定め、これらの債権に係る延滞金を免除している。

しかしながら、免除した全ての債権に対して、免除決定に係る決裁がなされていなかった。

延滞金の免除に関することについては、津市事務専決規程第5条において、課長決裁と定められていることから、専決権者による決裁を徹底されたい。

(4) 健康づくり課

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について（指摘）

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条において各保健センターの使用許可申請書の提出期間が定められているが、津市芸濃保健センター及び津市香良洲保健センターについては、提出期間外の申請に対して使用を許可しているものが散見された。

各保健センターの使用許可申請期間に整合性がない状況であり、以前にも津市河芸保健センターで同様の指摘がなされていることから、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

3 商工観光部

商業振興労政課

厳正な補助金審査事務の徹底について（意見）

令和6年度津市商工業振興等関係補助金（労働関係団体事業補助金）の交付確定において、団体から提出された実績報告書の事業内容の一部に、同実施要領で規定する補助対象ではない可能性のある事業について、慎重な審査をすることなく補助金を交付していた。

今後は、より厳正な補助金審査事務を行うよう徹底されたい。

4 都市計画部

(1) 都市政策課

津市事務専決規程の遵守について（指摘）

津市都市マスタープラン等策定業務委託の契約締結に係る決裁について、契約金額が2,572万9,000円であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、部長決裁（300万円以上1,000万円未満）により決裁されていた。

今後は、このようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。

(2) 交通政策課

ア 津市事務専決規程の遵守について（指摘）

令和6年度津市公共交通活性化協議会負担金の支払に係る決裁について、支払額が1,119万5,000円であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、部長決裁（300万円以上1,000万円未満）で支払を決定していた。

今後は、このようなことがないように、同規程を遵守されたい。

イ 法令を遵守した公金事務の徹底について（指摘）

コミュニティバス運行業務委託に係る運賃の徴収に係る業務については、仕様書で業務内容を定めているが、仕様書の業務内容に引用した地方自治法の条文が誤っていたことから、適正な内容で業務が発注されていなかった。

また、当該徴収業務は公金事務を私人へ委託するものであることから、同法第243条の2第2項の規定に基づく告示を実施するとともに、津市会計規則第16条の規定に基づく事務を実施すべきところ、これらの事務が実施されていなかった。

当該業務は市民から預かっている貴重な財産である公金を取り扱う業務であることから、適正な仕様による発注及び法令を遵守した事務の執行を徹底されたい。

5 一志総合支所

地域振興課

地区自治会連合会交付金の交付事務について（意見）

津市自治会等交付金交付規則第4条において、交付金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う聞取調査等により、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定及び額の確定を行うものとする規定されている。

しかしながら、地区自治会連合会交付金については、対象となる4連合会から令和7年8月21日までには申請があったにも関わらず、いずれの申請に対しても、3か月以上が経過した同年12月18日に交付決定をしていた。

交付決定の遅延は4連合会全ての上承があったとはいうものの、所管部局においては、今後は、適正な時期に交付事務を行うよう努められたい。

6 白山総合支所 地域振興課

普通財産の貸付に係る効率的な事務の遂行について（意見）

普通財産（土地）の貸付について、令和6年8月を始期とする10年間の賃貸借契約を締結し、賃料は前払で、納期限は毎年5月末日までに当該年分の賃料を支払うと定めているが、2年目以降の8月からの1年分の賃料については、翌年5月末日までに調定及び収入を行う予定である。このような考え方は、契約書に記載する前払規定に抵触する可能性を否定できないことに加え、調定事務が複雑化し、人事異動等による調定誤りや未収金を発生させるリスクが大きいため、より効率的な事務を遂行できるよう納期限等について再検討されたい。

7 美杉総合支所 地域振興課

津市公印規則の遵守について（指摘）

名松線90周年記念事業業務委託に係る契約の締結については、津市支所及び出張所処務規程に基づき、決裁区分が副総合支所長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守した契約事務

を徹底されたい。

8 教育委員会事務局教育総務部

生涯学習課

放課後児童クラブ運営補助金の概算払について（意見）

令和6年度放課後児童クラブ運営補助金において、補助事業の変更により概算払済の補助金435万円の戻入が生じたが、このうち385万円が戻入されず未収となった事案があった。

当該団体に対しては、前期分853万6,000円を令和6年6月13日に、後期分305万2,000円を令和7年2月25日に概算払をしていたが、補助加算の対象となる事業の実施状況を確認しないまま後期分の概算払をしたことが、未収額を増加させた要因となっている。

今後は、新規に補助金を交付する団体や新たな補助加算額により補助金額が増額された団体等、事業運営を注視する必要性の高い団体に対しては、より慎重に概算払を実施されたい。

第9 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 令和7年度決算に向けた歳入及び歳出内容の総点検について

本件監査において、指摘には至らなかったものの、下記のとおり会計事務に係る誤りや怠りが確認されたため、本件監査期間中に是正を求めた。

- (1) 歳入科目誤り（使用料で収入すべきところ、財産運用収入で収入していたもの）
- (2) 調定漏れ（収入することが決定した日に調定をしていなかったもの、繰越調定をしていなかったもの）
- (3) 調定額誤り（令和6年度の収入未済額を誤って調定し、令和7年度に訂正した金額で調定をしていたもの）
- (4) 年度当初又は契約書で定める支払期日までに行政財産使用料及び土地貸付収入に係る納付書を送付すべきところ、送付を怠っていたもの
- (5) 契約締結済みの委託料、または交付決定済みの補助金等に係る支出負担行為がなされていないもの

これらは膨大な会計事務のごく一部であり、各所属におけるチェッ

ク機能が十分に働かず、担当者レベルで起きた事務処理誤りが、露呈したものである。中には是正されてはいるものの、決算の正確性、信頼性に重大な影響を及ぼす内容の事務処理誤りもあった。

本件監査で確認できる範囲は限られているため、令和7年度決算に向けて、各所属が決算の重要性を十分認識し、このような誤りや怠りが生じることがないように、歳入及び歳出内容の総点検に取り組みたい。

2 支払遅延防止に係る注意喚起について

他の自治体において、経理事務における支払遅延及び事務処理遅れを取り繕うため、請求書の日付を改ざんし、事務処理を行ったこと等を理由に職員が処分を受けた事例があったこと、本市において、電気料金の支払遅延により、遅延損害金が発生したことから、改めて、各所属における支払遅延防止策について、確認を行った。

遅延損害金が発生したことについて、他の所属等で起きた案件とすることなく、どの所属にも起こり得る案件と捉え、請求書の管理及び支払事務の進捗状況を複数人で共有し、支払事務が滞ることがないように取り組まれない。

3 未収金への対応について

提出された資料をもとに、各所属における未収金の対応について説明を求めたところ、各所属における未収金への対応状況は様々で、住所等は把握しているものの、督促状の送付だけにとどまり、積極的な納付交渉及び法的措置の手段の検討を行っていない状況も見受けられた。

これらの対応は、職員の業務効率との比較衡量を行った上で、行われていると一定の理解はするものの、現年度分における未収金を発生させない努力、回収努力及び管理業務を怠ることは、本市への損害を与える行為であることに留意し、適正に債権を管理されたい。

4 現金等の保管及び取扱状況について

公金管理指針に基づき、各所属が公金取扱マニュアルを作成し、運用を行っているものの、当該マニュアルと実務が乖離している事例があった。

公金事務及び公金取扱マニュアルを適宜見直し、適切な公金管理に努められたい。また、郵便料金改定前の切手等が、使用される予定のないまま、内部資産となっている所属が散見されたので、改善されたい。

5 時間外勤務等の状況について

各所属における他律的業務の比重及び職員の人事異動等から生ずる事情に起因する業務量に差はあるとしても、個人別時間外勤務状況において特定の担当者への偏りが見受けられる監査対象部局等が散見された。

また、長期休暇等により人員不足となり結果的に業務執行に苦慮している監査対象部局等も見受けられた。

各所属長においては、特定の担当者のみ業務の負荷が掛かることがないよう業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、超過勤務縮減に積極的に取り組まれない。

なお、人事担当部局においては、様々な要因を考慮した上で、状況に応じた柔軟な対応を行うよう望むものである。

6 公共施設の維持管理について

監査事務局に提出された資料において、懸案事項等の概要及び処理方針、将来企画すべき事項欄に、施設等の老朽化への対応を記載する監査対象部局等が多数あり、公共施設を質的、量的に維持するため、予算計上及び執行を含め、財政状況の厳しい中での対応に苦慮されている状況が見受けられた。

公共施設の維持管理を行うにあたり、一般的に、事後保全は損傷が深刻化して大規模な修繕が必要となることから、ライフサイクルコストが多額になる一方、予防保全は、補修の回数は多くなるものの、1回毎の補修に必要な経費が少額となり、ライフサイクルコストが縮減される傾向がある。

また、事後保全にかかる修繕の対応において、その緊急性を鑑み、競争入札に付さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約において契約締結がされているものも見受けられた。

行われた修繕の緊急性及び必要性を否定するものではないが、事後保全となる前に、予防保全の観点から予算計上及び執行がなされていれば、一般競争入札等の執行により、経済的な発注が可能であったのではないかと思料する。

さらに、監査対象部局等において修繕計画を策定し、複数年に渡り発注を行っている修繕の中には、一括発注を行うことで効率的な修繕計画の推進及び歳出予算の縮減が可能であることが明らかなものも見受けられた。

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、最小の経費で最大の効果をあげなければならない」規定されていることを踏まえ、公共施設の維持管理については、事後保全はもとより、公共施設に係る定期点検結果の指摘を考慮し、損傷の深刻化を防ぐためにも長期的な視野にたった予算計上及び執行を行うことにより、適切な公共施設の維持管理に努められたい。

以上